まつだ桜まつりの観光ボランティア　参加者募集

春に行われる「まつだ桜まつり」にボランティアとして協力していただける方を募集しています。「松田町のことをお客様にＰＲしたい」「ゴミ拾いなどに協力してもよい」という方、ぜひお気軽にご参加ください。また、ご協力いただける方は下記講座の受講をお願いします。詳細はお問合せください。

募集人数　10人程度
活動内容　まつり会場周辺での来場者のご案内、町・周辺地域の紹介、ゴミ拾いなどの活動
活動期間　２月中旬～３月上旬
※まつり期間中にご都合の良い日に参加いただきます
講座日時　11月29日(金)、12月11日(水)、１月10日(金) ９：30～11：30
２月５日(水)　９：00～11：30
講座内容　桜まつりについて、ガイド活動について、郷土の歴史・観光についてなど　※内容は各日異なります
申込締切　11月15日(金)
申し込み・問合せ　環境経済課 商工観光係　℡83-1228

電動式生ごみ分解機　購入費助成金

町ではごみ減量対策として、ごみを堆肥(たいひ)などに分解する電動式生ごみ分解機の購入費の一部を助成しています。
微生物を利用したコンポストに比べ処理が早く、臭いの少なさが特徴です。ぜひ、ご利用ください。

対 象 者　町内に１年以上居住している個人
※購入を検討される方は早めにお問合せください
助成内容　電動式生ごみ分解機　購入費の２分の１を補助
(限度額　３万円)

手続方法
① 助成金交付申請書に記入し、購入予定店(指定はありません)の見積書を添付して、環境経済課に提出してください(申請書は環境経済課のほか寄出張所にもあります)。
② 申請者は町からの交付決定通知を受け取った後、見積もりを依頼した購入予定店から対象機器を購入してください。
③ 購入後は、自宅に設置した写真を完了届に添付し、請求書、領収書と共に提出してください。
④ 町は、申請者の指定口座に助成金を振り込みます。

問 合 せ　環境経済課 環境農林係　℡83-1228

地域活動支援センター事業　普及啓発講演会 スマイル講演会

障害者福祉に対する正しい知識と理解により、偏見・誤解をなくし、ともに安心して暮らせる地域づくりをめざすため、次のとおり講演会を開催します。

日　　時　11月23日(土)　13：30～16：00
場　　所　開成町町民センター　３階　大会議室
内　　容　「わたしのしごと(表現力で働くハンディキャップを持った方々の活動)」…自己表現を仕事としている施設の成り立ちや現場の声を伝えます。
講 演 者　関根 幹司 氏(スタジオクーカ施設長〔指定生活介護／就労継続支援Ｂ型事業所〕)
参 加 費　無料
問 合 せ　自立サポートセンタースマイル　℡71-0117

バドミントン交流会　参加者募集

日　　時　11月10日(日)　開会式　９：00～
場　　所　町体育館
対 象 者　小学生以上(初心者歓迎)
会　　費　300円(シャトル代、保険料)　※小・中学生は無料
申込締切　11月８日(金)　※当日参加可能
申し込み・問合せ　町体育協会　℡／FAX83-6600

「人権教育研修会(兼)第５回町民大学」受講生募集 日常生活の中の人権～気付きから築きへ～

国では12月４日(水)～10日(火)までの１週間を人権週間とし、人権に関する研修会や相談、啓発活動を実施しています。
町でも、人権について理解を深めることをねらいに、次のとおり研修会を開催しますので多くの方の参加をお待ちしています。

日　　時　11月30日(土)　９：30～11：40
教育委員会表彰　９：30～９：45
場　　所　町民文化センター　１階　展示ホール
テ ー マ　日常生活の中の人権　～気付きから築きへ～
講　　師　竹内 良 氏(東京人権啓発企業連絡会 専務理事)
申し込み・問合せ　教育課 生涯学習係　℡83-7023

男の料理教室

男性でも簡単にできる料理の基本から、料理をさらにおいしくするひと工夫や健康のために良い食事等、料理に関する様々な情報を提供します。初心者から腕に自信のある方まで、気軽にご参加ください。おいしい食事を作って健康な毎日を過ごしましょう。
12月のメニューは「手作りソースで作るグラタン」です。

日　　時　12月６日(金)　10：00～13：00
場　　所　健康福祉センター　１階　調理実習室
費　　用　調理実習代　500円程度実費を徴収
(参加人数で実費負担となるため、１円単位の徴収になります。小銭のご用意をお願いします)
持 ち 物　エプロン、三角巾
申込締切　11月28日(木)
申し込み・問合せ　健康福祉課 健康づくり係　℡83-1226

わたしたちの暮らしを守る　大切な現場お見せします

紅葉の箱根路から、地すべりを防ぐ砂防工事(大涌谷)の現場などをご案内し、箱根への新たなアクセスルート(南箱道路)について解説します。

日　　時　12月５日(木)　13：00～17：00
定　　員　40人(年齢性別不問)　　**費　　用**　無料
集合解散　ＪＲ小田原駅西口(現場まではバスで移動します)
申込方法　11月15日(金)までに、住所・氏名・電話番号を電話またはファクスでご連絡ください。
申し込み・問合せ　小田原土木センター管理契約課
℡34-4141　FAX35-9247

バリアフリー改修工事をした住宅に対する 固定資産税の減額措置について

改修工事の時期・減額の期間

バリアフリー改修工事の時期	減額の期間
平成19年４月１日～平成28年３月31日	工事完了の翌年度分のみ

減額される割合　３分の１
対 象 面 積　１戸あたり100㎡まで
(100㎡を越えた部分については対象外)
建　築　年　平成19年１月１日以前建築の住宅を対象
工 事 費 用　補助金などを除く自己負担額が50万円以上の工事
※平成25年３月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上
対象となる改修工事　①廊下の拡幅　②階段の勾配の緩和　③浴室の改良
④便所の改良　⑤手すりの取付け　⑥床の段差解消
⑦引き戸への取替え　⑧床面積の滑り止め化
減額される要件　次のいずれかに該当する方が居住する住宅(賃貸住宅は除く)　①65歳以上の方
②介護保険制度において、要介護認定または要支援認定を受けている方　③障害のある方
申 請 方 法　改修工事後３カ月以内に次の書類等を添えて申請してください。①工事明細書の写し　②改修箇所の図面
③工事写真(施工前、施工後)
④工事領収書等(請負業者発行のもの)
申請・問合せ　税務住民課 資産税係　℡83-1224

秋季火災予防運動実施 １１月９日(土)～１１月１５日(金)

火災が発生しやすい季節を迎えます。火の取り扱いに注意しましょう。

住宅防火 いのちを守る ７つのポイント －３つの習慣・４つの対策－

３つの習慣
○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策
○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
○寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問 合 せ　小田原市消防本部予防課　℡49-4428

水道メーター器の交換にご協力を

水道メーター器は、計量法により有効期間が８年と定められており、順次交換(無料)をしています。水道メーター交換委託者証を携帯した指定工事店が交換にお伺いしますので、ご協力をお願いします。なお、交換後にメーター器の付近などの漏水や、水の出が悪くなるなど、お気づきの点がありましたらご連絡ください。

実施期間　平成25年11月～平成26年２月
問 合 せ　建設課 上下水道係　℡83-1227